

堀江レントプロ利用規約

hrp20110301

第1条（目的・承諾）	この規則は堀江レントプロ(TSUJI BLDG.KITAHORIE4F)（以下「当室内」という。）内で入居する者が、入居し利用する際に遵守しなければならない事項を定め、他階の入居者及び当室内の利用者への迷惑を自主的に防止する為のものである。この規約・室内の設備・機器・サービス等をいつでも所有者及び管理者が改訂・変更・終了でき、利用者はそれに従わなければならない。
第2条（法人・個人）	当室内を利用する者は、起業している者・従事する者又は将来に向かい起業しようとする者に限定する。また法人、個人は問わない。
第3条（制限）	入居可能な人数は 407 号室(2 人)を除き、1 室 1 人とする。関係者及び訪問者を中扉より入室させるときは、管理者の承諾を要するものとする。また制限を超えて利用が認められた場合、一回につき、その室内の利用者及び使用者に一ヶ月分の賃料に相当する使用料を請求させていただきます。
第4条（ペット）	当室内はペット飼育禁止です(種類・サイズに関わらず)警告後、それに従わない場合、契約を解除します。
第5条(通知義務)	利用者は次の行為を速やかに管理者に通知しなければならない。 <ol style="list-style-type: none">本人又は他の利用者の異変に気付いたとき。事業内容に変更があった場合、直ちにその内容を書面により通知すること。室内の設備又は機器の異常が見られたとき。
第7条（遵守事項）	利用者は次の行為を遵守しなければならない。 <ol style="list-style-type: none">外出するときは自室の鍵はもちろん、中扉の鍵もかけること。長期にわたり不在になる場合、管理者に連絡すること。共用部、トイレ、室内等を常に清潔に保つこと。電気・水道・インターネット等、過度な使用をしないこと。過料分を連帯して請求します。他の入居者および近隣者に迷惑をかける行為、不快の念を抱かせる行為をしないこと。WC・給湯室等で排水をつまらせる行為をしないこと。室内外の備品その他を持ち帰らないこと。損害額を利用者及び保証人に請求します。喫煙は当ビル共用部・室内(4 F)全面禁煙です。喫煙スペースを除く。室内での飲食は可能ですが、室内等に臭いを充満させる行為や物を控えること。ゴミの分別は必要ありませんが、飲み物、生物、汁物、悪臭が漂う物などは、1 F ゴミ箱に直接投函又は給湯室に流してから帰宅すること。冷蔵庫・電子レンジ等に長時間、食べ物、飲み物等を保管しないこと。またトラブルを防ぐためにも号室などを記載して下さい。会議室の利用は予約制です。すくなくとも前日までに予約表に記載して下さい。会議室の利用は原則、13 時間／週間を目安として下さい。予約表は https://www.google.com/calendar/（Google カレンダー）を使用すること。 アカウントメール：*****@gmail.com PASS：*****当ビル TSUJI BLDG.KITAHORIE は、AM0：00 に自動施錠となりますので、エントランス横、SECOM カードキーで開錠し入館して下さい。退去時に誰もいない事が確認できた場合、電気・空調等を必ず消して帰ること。
第8条（禁止事項）	入居者は次の行為をしてはならない。 <ol style="list-style-type: none">共用部分（WC・EV ホール・バルコニーを含む）に所有物を放置・広告等をしない。公序良俗に反した行為。上部から他の部屋を覗き見る行為。

- 勧誘行為、暴力行為、政治、宗教活動等行わない(準備も含む)
- 設備、備品その他機器を故障又は破損させる行為。
- 所有者又は管理会社が抑制・禁止する行為。

第9条（立入検査） 利用状況確認のために行う立入検査には応じなければならない。立入検査を拒否した場合は本規則に違反する事実が存在するものとみなし、貸室の賃貸借契約を解除することがある。この場合、所有者及び管理者の事由による解約には該当しない。

第10条（賠償責任等） 偶発的に専有・共用部分を汚損、破損等させた場合は、全額負担で直ちに修復・取替等しなければならない。この場合、その費用相当額と敷金との費用相殺をすることはできない。建物内外に関わらず、利用者との関係のある第三者の行為についても、その理由の如何を問わず利用者は事故の全責任を負い、所有者及び管理者は一切の責を負わない。退去時、壁や床等、室内の異臭、変色、破損、汚損等が認められる場合は、全額その補修費用を負担すること。

第11条（強制退去） 他階及び他の利用者から連名で利用中止等の要請があった場合、その理由及び内容を調査し、事実確認の上「強制退去」の宣告ができるものとする。強制退去の宣告を受けたものは、指定期日までに退去しなければならない。この場合の日割賃料、敷金、礼金、退去費用等一切の返金は致しませんので、ご了承下さい。

第12条（重要事項） 当室内の鍵類は第三者同士で共有しているものが多く、万が一鍵を紛失・複製した場合、本人だけではなく、多くの方に迷惑がかかる可能性があり、鍵の交換費用だけでも莫大な費用がかかりますので、気を付けて下さい。万が一、紛失、盗難、破損等をした場合、直ちに管理者に連絡し指示を受ける事。鍵の交換費用だけではなく、あらゆる損害も請求される可能性もございますので、お気を付け下さい。

第13条（免責事項） 当室内は複数の人が出入りする環境である為、利用者の盗難被害、インターネット環境による損害、物的損害その他一切の損害及び被害等、所有者及び管理者は責任を負いません。

第14条（契約解除） この規則に違反する場合及び他の利用者に著しい迷惑をかけた場合は、貸室の賃貸借契約を解除するものとする。この場合、所有者又は管理者は賃貸借契約を解除できるものとします。損害も請求致します。

第15条（委任事項） 利用者との連絡が取れず利用者の所有物が放置され続けた場合(約 1 ヶ月間)、所有者又は管理者に処分・破棄・引渡し等を委任し、その責は利用者に帰属する事を承諾します。室内(専有)にあるもの全てを含む。

第16条（本遵守規則の効力）
本遵守規則は平成 年 月 日付 TSUJI BLDG.KITAHORIE 号室、賃貸借契約書に付随するものとする。特別な事項がある場合はそれに従うこととする。以上

利用開始申出書

「TSUJI BLDG.KITAHORIE 4 F 堀江レントプロ)利用規約」に従い、下記物件の利用を開始したく申出ます。規則に違反した場合は、賃貸借契約を解除されても意義申し立て致しません。

平成 年 月 日
TSUJI BLDG.KITAHORIE 号室
賃借人 印
連帯保証人 印